

NPO法人市民福祉団体全国協議会 FAX通信 2010年8月25日号

〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 1F 電話 03-6809-1091 FAX 03-6809-1093  
～市民協は会員を応援します～

○公的資金による研修 ○海外研修・ドイツ・オランダ(10月17日~24日) ○ホームヘルパー2級研修  
実施 ○シニアの社会参加促進映画『つぶより花舞台』の自主上映 ○NPO支援「自販機」(伊藤園)の設  
置 ○介護人材募集<勤務先>大田区、福島市、高崎市、桐生市、高松市、那覇市

**富山市でコミカフェフェスタ開催！！**

**介護保険制度改定第1討論会 「宅老所」が評価される！！**

## 富山市でコミカフェフェスタ開催!!

**マザーカフェを全国各地に！！ 8月28日(土)**

今年度の「コミュニティカフェ全国連絡会」の事業として、各地域のコミュニティカフェ(コミカフェ)を活性化・支援するハブセンターとしてのマザーカフェを、全国3カ所に設置します。

その1つである富山市の「富山居場所&コミュニティカフェネットワーク」で8月28日(土)、「コミュニティカフェフェスタ」(地域イベント)を開催します。コミュニティカフェ全国連絡会の共同代表を務めていただいている、新潟市「うちの実家」の河田瑠子さん、東京都港区「芝の家」の坂倉杏介さん、副代表の群馬県太田市「よろずや余之助」の桑原三郎さん、長寿社会文化協会(WAC)の田中尚輝・常務理事らも富山県入りし、イベントに参加します。

お近くの方は、ぜひ、ご来場ください。来年度は市民協も協力して、全国各地にマザーカフェを設置する予定です。

**イベントの概要は、下記の通りです。**

**8月28日(土)、<第1部> : 10:15~12:00**

会場：富山県民小劇場・オルビス(富山市桜町1-1-61、JR富山駅から徒歩1分)

参加費：1,000円

**「居場所&コミュニティカフェから育つネットワーク」**

オープニングライブ「命の太鼓」 by 富山ダルク

渡辺慎之介氏 講演会

昨年、富山中部高校3年生の時に、発達途上国に図書館などをつくるため、古本を1万冊集めて資金作りを成功させた。Y's さくら Cafe から、ポエシア・プランカにつながり、たくさんの人を巻き込んで大旋風を起こした。現在、東京を拠点にさらに幅広い活動を展開中!

**マザーカフェ宣言**

田中尚輝氏(公益社団法人長寿社会文化協会常務理事)

工藤明美氏（熊本市「カフェ型保健室しらかば」代表）

平木柳太郎氏（富山居場所 & コミュニティカフェネットワーク代表）

< 第 2 部 > : 12:00 ~ 15:30

会場 : Y's さくら Cafe ( 富山市桜町 1-2-13 東洋パーキングビル 2F、JR 富山駅から徒歩 1 分、076-431-5588 )

参加費 : 無料

味わい市 ( 12 : 00 ~ 13 : 30 )

県内コミュニティカフェの自慢の食べ物や製品の味わい市(フリーマーケット形式でそれぞれ購入してその場で召し上がってください)

全国の居場所 & コミュニティカフェからのメッセージ ( 13 : 30 ~ 15 : 30 )

【登場予定】

新潟市「うちの実家」の河田瑋子氏

東京都港区「芝の家」の坂倉杏介氏

群馬県太田市「よろずや余之助」の桑原三郎氏

熊本市「カフェ型保健室しらかば」の工藤明美氏

富山市「Y's さくら Cafe」の加藤愛理子氏

富山市「ポエシア・ブランカ」の平木柳太郎氏

問い合わせ先 : ポエシア・ブランカ

TEL/FAX : 076-482-6829

E-mail : [mail@learnput.com](mailto:mail@learnput.com)

< 主催 > 富山居場所 & コミュニティカフェネットワーク

< 後援 > 富山県、北日本新聞社、富山県民ボランティア総合支援センター

## 【介護保険制度改定大討論】

### 「宅老所」が評価される 田中尚輝ブログより

介護保険制度の改正案づくりが進んでいるが、その内の1つに宅老所(デイ+お泊り)を認めたらよいのではないかと、という議論が俎上にのってきている。これは「宅老所を全国に広める会」などの活動の成果だ。この件の動きについて私(田中尚輝)が個人ブログに書いたものを紹介しておく。

今後のあり方については「宅老所を全国に広める会」で検討された結果が提起されると思うが、とりあえず現時点の動きとして報告しておく。

#### 田中尚輝のブログ 8月20日

介護保険制度の見直し議論が進んでいる。その内の1つが宅老所についてである。宅老所というのは、介護保険制度上のデイサービスをしており、その施設(多くは普通の民家を改造したもの)に「お泊り」ができるというものだ。

今回、宅老所に注目が集まっているのは、24時間介護の進行とレスパイトケアの観点からだ。在宅で24時間介護ができる体制にしていけないと自宅で死ぬことはできない。これには夜間サービス体制と家族が介護から一時的に離れることができるように「お泊り」サービスが重要ということからでてきた発想である。

このように考えると地域にはデイサービスがたくさんあるではないか。そこにお泊りができるようにすれば多くのニーズに応えられるではないか、という発想である。

じつは、こういうことを強く主張していたのは「宅老所を全国に広める会」（西田京子座長、事務局：市民協）である。実際に佐賀県では150か所あまりのデイサービスが宅老所として活動している。

この宅老所に5人づつのお泊りがあるとしよう。5人×150箇所は750人分のショートステイ、特別擁護老人ホームに収容するとする。設備費に1ベッド500万円かかる（50人の特養で2億5千万円、土地代含む＝安くみている）とすると設備費だけで37億5千万円が浮くことになる。佐賀県知事はなかなか頭が良いのだ。

その上、お年寄りたちは自分の家の近くの知り合いの家でお泊りがいつでもできるのだから、安心して暮らせるということになる。また、宅老所はいわゆる施設ではなく、地域社会にある普通の住宅だから地域の人々が普通に出入りし、そこに通っている人とも顔見知りだから認知症を支える地域づくりが自然にできることになる。

ところでこうした案に反対論、慎重論がでてくる。

宅老所は宿泊機能を持っているわけではない。防火などは別に設備をしなければならない。

人員配置をどうするのか。

既存のショートステイ、小規模多機能、有料老人ホームなどの関係をどうするのか、などなどである。

私は思う。介護保険制度はこの制度だけで介護を十分にできるものではない。この当たり前の事実をしっかりと前提にすべきだ。

そうすると、デイサービス（介護保険制度）+お泊り（自由契約）と考え、介護保険制度からは何らかの支援をする程度にし、「お泊り」を制度内に取り込もうとしないことだ。そうしなければ第二の「地域密着型小規模」になってしまう。

そして、少なくとも現状の自治体の指導のように、

デイサービスでお泊りをさせてはならない、

1人でも泊まらせれば「有料老人ホーム」の申請をしろ、などというばかげた指導をだけは即刻辞めるべきだ。

宅老所を運営してきた皆さん。いよいよ時代が変わります。皆さんの苦勞が結実します。力を合わせて良い制度を作りましょう。

### 田中尚輝のブログ 8月22日

一昨日（20日）、このブログに宅老所（デイ+お泊り）について書いた。この件について『シルバー新報』（8月20日号）は、このシステムを全国270か所ものチェーン化事業としている例などをだし、どちらかという「心配」事項として紹介している。

私が紹介した宅老所は佐賀県を中心としてNPOが経営母体になっているもので、チェーン化などという発想は全くなく、地域社会に必要な資源を作っていくものだ。これに対して『シルバー新報』が紹介しているのは、営利事業者が小規模デイ（10名以下）の特典（1人当たりの単価が高い＝1日当たり9220円）を活用して、お泊りをサービス（1泊800円＝食事サービスをつけるともっと高いはず）として提供していることだ。

これに対する批判は、「宿泊が常態化していて施設と変わらない だから、施設（有料老人ホームなど）と同じ基準にすべきだ」「雑魚寝で、しかも男女一緒 何か古典的な批判である」「どこかで火災や虐待でも起きれば、規制強化の引き金になりかねない」というもの。まず、一般論を述べよう。

1. 介護保険制度で活用されている施設が、その施設のサービス時間以外に目的外使用されることは構わない。学校の運動場が日曜日に地域に開放されることと同じことだ。

だから、デイもデイの時間外に何に使おうと規制されるべきではない。（ただし、このことによって、本来の事業目的であるデイサービスに支障をおこすようなことは別である。）次に、デイでのお泊りについて考えよう。

2. デイでお泊りをするのは構わないのだが、問題はその人たちの安全が確保できるかどうか。職員配置をどうするか。

デイが地域社会に開放、あるいは監視できるようになっているか。

行政の査察ができるかどうか、という点が整理されていなければならないだろう。

では、具体的には、どうすればよいのか。大前提として、このお泊りは、自由契約なのであって、役所が深入りすべきことでも規制をかけることでもない。事業者の自主基準として実施されるべきだ。

安全性については、肝心なのは火災であり、消防法の基準をクリアしているか、どうかであり、この点はクリアしなければならない。

職員はグループホーム（9名定員）で1人だから、この範囲を置く。この際の人件費（雇用関係の場合には、労働法の規程を順守。ボランティア活動の場合には別）は確保されなければならない。

デイが地域開放型であるかどうか、もっとも重要な自主的な基準であろう。したがって、少なくとも自治会の役員、民生委員などには週に1度程度は訪問してもらい、近所の人には気楽に寄れる場であり、ボランティアがたくさん参加するように工夫しなければならない。（この点は「宅老所を全国に広める会」などで自主基準をつくったらどうだろう。

行政の査察については、前提がある。まず、自主的な「届け出」までを宅老所側はしよう（その際、自由契約として査察を随時受け入れる旨の宣言をしてもよい）。しかし、その届け出をした宅老所に「有料老人ホーム」の申請をせよ、などと強制しないことを条件にする。

はっきりしていることは、現在の高齢者に24時間ケアの必要のある人が増大してきていることである。それに対して介護保険制度は十分な対応ができないのだ。今後も無理だろう。

だとすれば助けあい、ボランティア活動、自由契約の分野をしっかりと作っていかなければならない。その試金石がお泊り付きデイ＝宅老所なのである。

**このFax通信は下記の団体・法人のご支援で発行しています。**

介護サービスくら おもいやり支援センターくまの グリーンコープ たすけあい佐賀 全労済 宅老所を全国に広める会 コミュニティシステム合同会社